

# 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

## 策定の背景

- ・危険ドラッグを含め、薬物依存は大きな社会問題となっており、その対策は政府の重要な政策課題の一つ。そうした中、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関のみでは不十分。保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠。

## ガイドラインの概要

### 総論

#### 基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

#### 関係機関

保護観察所，都道府県等，精神保健福祉センター，保健所，福祉事務所，市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課，刑事施設，地方更生保護委員会，依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

#### 地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により，地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

#### 情報の取扱い

- ・必要な情報は，他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ，共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は，原則として本人の同意を得る。等

### 各論

#### 薬物依存者本人に対する支援

##### （刑事施設入所中の支援）

- ・刑事施設，地方更生保護委員会及び保護観察所は，出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は，アセスメントの結果を踏まえ，出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

##### （保護観察中の支援）

- ・保護観察所は，支援対象者に対する指導監督を行うとともに，必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は，支援対象者の治療や，必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県，精神保健福祉センター又は保健所は，支援対象者の希望に応じ，回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は，支援対象者の希望に応じ，必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は，保護観察所等の求めに応じ，支援対象者に対する支援に関するケア会議等に参加する。等

##### （保護観察終了後の支援）

- ・保護観察所は，支援対象者の希望に応じ，精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

#### 家族に対する支援

- ・関係機関は，支援対象者に対する支援に当たっては，本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は，相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに，希望に応じ，保護観察終了後も支援を行う。等